

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 28 年
11月22日
(火曜日)

目 次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一
 - 生活保護法の規定に基づく施術機関の廃止の届出 (厚政課)……………三
 - 生活保護法の規定に基づく施術機関の指定 (厚政課)……………三
 - 公告
 - 契約の締結 (情報企画課)……………三
 - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (二件) (商政課)……………四
 - 土地改良事業の工事の完了 (農村整備課)……………八
 - 基本測量の実施の終了 (監理課)……………八
 - 選管告示
 - 政治団体の名称等……………九
 - 政治団体の異動事項……………九
 - 解散等に係る政治団体の名称等……………九
 - 資金管理団体の名称等……………一〇
 - 政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等……………一〇
 - 雑報
 - 県報の正誤 (平成二十六年十二月九日山口県公告 (四〇九))……………一〇



山口県告示第三百七十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十八年十一月二十二日から同年十二月十二日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十八年十一月二十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 チタン工業株式会社
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の二五
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 チタン工業株式会社宇部工場
所在地 宇部市大字小串一九七八番地の二五
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (m^3 /日)	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
二六〇口	三	平成二八、 一、二、二六	平成二九、 一、三二	平成二九、 二、一
備考 「二六〇口」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第二十六号の無機顔料製造業の用に供するろ過施設をいう。				間 隔 一 日 当 た 時 間 二 四 時 間 連 続 変 動 概 要 動 季 節 的 概 要

種 類	項 目		汚 水		等 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)					
	処 理 後	処 理 前	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大						
中和酸化ろ過施設	八	九・五	五	二〇	一〇	四〇	〇・一六	〇・四六	〇・一九	〇・五二	一、九九〇	二、八五〇
中和分離施設	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
中和酸化施設	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力	処 理 の 方 式	間 使 用 時 隔 間	の 一 日 当 た り の 使 用 時 間	概 季 節 的 変 動 の 要	年 工 事 着 手 予 定 月 日	年 工 事 完 成 予 定 月 日	年 使 用 開 始 予 定 月 日
中和酸化ろ過施設	ステンレス製	(t/日) 一〇〇	ろ 過	〃	〃	〃			
中和分離施設	木 製	〃	分 離	〃	〃	〃			
中和酸化施設	ステンレス製	(m ³ /日) 三、〇〇〇	中 和 ・ 酸 化 連 続	二 四 時 間	変 動 な し				

(既 設)

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	水 素 イ オン 濃 度 (水 素 指 数)		化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)		浮 遊 物 質 量 (mg/l)		窒 素 (mg/l)		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)	
	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大	通 常 最 大
二六〇口	一三	一三	二	三	一〇	二〇	〇・三	一	一	三

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 2 排水口	No. 1 排水口	排水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
七	七	通常最大	通常最大	通常最大
八、六	九、六	一	二〇	一〇
一	五	三	二〇	二〇
一〇	三〇	二〇	四〇	二〇
一	二	一	二	一
五	五	〇・〇五	〇・一五	二、〇五九
一	〇・四	〇・一	〇・四	七、二一〇
二、〇五九	七、二一〇	四九九	九、四〇〇	九、四〇〇

山口県告示第三百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定を受けた施術機関から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年十一月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

施術者の氏名 牛見真理子
 名称 訪問マッサージ EIROW
 事務所 山口市大内矢田北一丁目一八番二〇号
 所在地 山口市大内矢田北一丁目一八番二〇号
 廃止年月日 平成二八、一〇、一五

山口県告示第三百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項の規定により、医療扶助のための施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年十一月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

氏名 日高 秀夫
 住所 山陽小野田市大字西高泊一二三七の一〇
 指定年月日 平成二八、一〇、一二

(四六九) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十八年十一月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
 総合企画情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 随意契約に係る物品等の名称及び数量
 県庁LAN-LL3スイッチ二重化システム貸借業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
 随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
 平成二十八年九月三十日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国 広島市南区比治山本町二一番二〇号
- 六 契約金額
 五百六十一万六千円
- 七 随意契約によることとした理由
 地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第二号に該当するため
- 八 契約担当者
 山口県知事 村岡 嗣政

(四七〇) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成二十八年十一月二十二日から平成二十九年三月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十一月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク小郡店

所在地 山口市小郡下郷二二七三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久

住所 防府市大字江泊一九三六

代表者の氏名 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 秋山 哲也	変更後 多田 隈 茂
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社山口フジカラ	

四 届出年月日

平成二十八年十一月四日

五 変更年月日

平成二十一年六月二十三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク小郡店

所在地 山口市小郡下郷二二七三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久

住所 防府市大字江泊一九三六

代表者の氏名 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 宇部市小松原町二丁目六番一二号	変更後 宇部市明神町三丁目一番一号
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	株式会社山口フジカラ	

四 届出年月日

平成二十八年十一月四日

五 変更年月日

平成二十七年三月二日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク小郡店

所在地 山口市小郡下郷二二七三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社丸久

住所 防府市大字江泊一九三六

代表者の氏名 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 竹重 秀則	変更後 竹重 秀一
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	有限会社メガネのタケシゲ	

四 届出年月日

平成二十八年十一月四日

五 変更年月日

平成二十八年十一月一日

(四七一) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十八年十一月二十二日から平成二十九年三月二十二日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に

供します。

平成二十八年十一月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 おのだサンパーク

所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 藤田 敏彦

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社イークロージング	株式会社イークロージング	—
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	ジェイトラベル山口株式会社	山陽小野田市大字小野田七二三八の一	山陽小野田市中川六丁目三番一五の二〇五号

四 届出年月日

平成二十八年十一月四日

五 変更年月日

平成二十八年二月四日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 おのだサンパーク

所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 藤田 敏彦

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社パーク・ランド	—

四 届出年月日

平成二十八年十一月四日

五 変更年月日

平成二十八年二月十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 おのだサンパーク

所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 藤田 敏彦

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社クロスカンパニー	株式会社ストライプインターナショナル

四 届出年月日

平成二十八年十一月四日

五 変更年月日

平成二十八年三月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 おのだサンパーク

所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 藤田 敏彦

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	—	クールカレアン株式会社

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	東京都品川区西五反田二丁目七番一二号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	堀内 一夫

四 届出年月日
平成二十八年十一月四日
五 変更年月日
平成二十八年三月四日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 おのだサンパーク

所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名
小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 藤田 敏彦

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社レナウン	
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	東京都江東区有明三丁目六番一一号	
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	北畑 稔	

四 届出年月日
平成二十八年十一月四日
五 変更年月日
平成二十八年三月二十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 おのだサンパーク

所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名	小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 藤田 敏彦
----------------	-----------------------------------

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社リンクイット	

四 届出年月日
平成二十八年十一月四日
五 変更年月日
平成二十八年三月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 おのだサンパーク

所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名
小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 藤田 敏彦

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ココカラファインヘルスケア	
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	石橋 一郎	
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	塚本 厚志	

四 届出年月日
平成二十八年十一月四日
五 変更年月日
平成二十八年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 おのだサンパーク

所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 おのだサンパーク 住 所 山陽小野田市中川六丁目四番一号 代表者の氏名 藤田 敏彦

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ジーンズ・カジユア	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	伊達 價		高山 克己

四 届出年月日
 平成二十八年十一月四日
 変更年月日
 平成二十八年四月十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 おのだサンパーク
 所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名

三 変更に係る事項の概要
 小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 藤田 敏彦

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
株式会社ライフグローパライズ 株式会社三和システム		

四 届出年月日
 平成二十八年十一月四日
 変更年月日
 平成二十八年四月三十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 おのだサンパーク 住 所 山陽小野田市中川六丁目四番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名

三 変更に係る事項の概要
 小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 藤田 敏彦

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社フェイス	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	三和 A & M 株式会社 株式会社フェイス		株式会社フェイス
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	三和 A & M 株式会社 株式会社フェイス		三和 A & M 株式会社
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	三和 A & M 株式会社		神戸市中央区磯辺通四丁目二番二六号 宇部市文京町二番一七号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	三和 A & M 株式会社		宮本 秀夫

四 届出年月日
 平成二十八年十一月四日
 変更年月日
 平成二十八年五月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名 称 おのだサンパーク 住 所 山陽小野田市中川六丁目四番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名 称 住 所 代表者の氏名

三 変更に係る事項の概要
 小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 藤田 敏彦

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社キヤン	変更前 東京都中央区銀座四丁目一五番一五号	変更後 岡山市北区幸町二番八号
--------------------------------------	---------	--------------------------	--------------------

四 届出年月日
平成二十八年十一月四日
変更年月日
平成二十八年八月十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 おのだサンパーク
所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 小野田商業開発株式会社
住所 山陽小野田市中川六丁目四番一号
代表者の氏名 藤田 敏彦

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 株式会社ショービ	変更後
--------------------------------------	-----------------	-----

四 届出年月日
平成二十八年十一月四日
変更年月日
平成二十八年八月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 おのだサンパーク
所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 小野田商業開発株式会社
住所 山陽小野田市中川六丁目四番一号
代表者の氏名 藤田 敏彦

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前 株式会社ヒマラヤ	変更後 岐阜市江添二丁目一番一号
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	---	---
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	---	水野 優治

四 届出年月日
平成二十八年十一月四日
変更年月日
平成二十八年九月三十日

(四七二) 土地改良事業の工事の完了
次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。
平成二十八年十一月二十二日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事業の名称
県営二島新池地区ため池等整備事業

二 工事完了の時期
平成二十八年三月二十二日

(四七三) 基本測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

山口県知事 村岡 嗣政

一 作業の種類
基本測量(空中写真撮影及びオルソ画像作成)

二 作業の地域
岩国市

三 作業の期間

平成二十八年四月十九日から同年十月二十六日まで



山口県選挙管理委員会告示第百三三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十八年十一月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

政治団体の名称	代表者の名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出（年月日）
新田健介後援会 萩の未来ネット クラブ	久保田浩史	伊藤 秀行	大島郡周防大島町大字 久賀5124		平成28、 9、23
藤道健二後援会	藤道 健二	尾河あおい	萩市大字浜崎新町124		10、7
みやもと照美後援会	中村 義則	相浦 慎治	〃 大字椿東2934の10		〃 〃
吉村しのぶ後援会	吉村 忍	吉村 忍	防府市大字新田1038 大島郡周防大島町大字 西方1052		〃 9、2 〃 1
吉村弘之後援会	古谷 慎吾	土井山つきみ	防府市大字浜方922		〃 10、18

山口県選挙管理委員会告示第百四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十八年十一月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

政治団体の名称	代表者の名	異動事項	異動内容		備考 (年月日)
			新	旧	
自由民主党山口県参議院選挙区第一支部	江島 潔	会計責任者	後藤 聖治	森田 繁雄	平成28、 9、16
民進党山口県第3区総支部	西嶋 裕作	国會議員関係 政治団体の区分	国會議員関係 政治団体以外 の政治団体	政治資金規正法第7条の7 第1項の国會議 員関係政治団 体	〃 6、1
くらなり幹也後援会	末廣 光啓	会計責任者	山本 健夫	瀬川 昭	平成27、 10、〃
秘理士による安倍晋三後援会	藤井 幸郎	代表者	藤井 幸郎	小倉 國雄	平成28、 9、〃
秘理士による中尾友昭後援会	藤上 博之	〃	藤上 博之	〃	〃 〃
TKC林芳正政経研究会	岡田 事	会計責任者	久保 雅典	小倉 國雄	〃 10、〃
まきもと利光後援会	榎本 利光	〃	榎本 利光	榎本みよ子	平成27、 8、22
右田芳雄後援会	右田 善弘	代表者	田村 光明	岡本 正巳	平成26、 2、1
		会計責任者	右田 善弘	田村 光明	平成27、 5、〃
三菱下船支部政治活動委員会	徳野 啓範	代表者	徳野 啓範	森 泰博	平成28、 10、〃
山口県鍼灸政治連盟	平瀬 則浩	〃	平瀬 則浩	河野 敏	〃 4、29
		事務所	岩国市岩国 丁目20番46号	光市虹ヶ丘 丁目1番4号	
わせたまゆみ後援会	今田 輝義	代表者	今田 輝義	小池 徹	〃 9、9
		事務所	光市虹ヶ丘2 丁目1番4号	光市和田町9 番10号	〃 〃 10

山口県選挙管理委員会告示第百五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十八年十一月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
かさもとサポーターズ	笠本 俊也	吉松 龍和	長門市東深川2542の3	平成28、5、31
青龍会	高杉 敏也	高杉 豊子	山口市古熊 / 丁田6番//号	" 8、"
山口県維新の会	"	"	" "	" "
山口県俊光会	"	"	" "	" "
古村弘之後援会	田島 利明	古谷 慎吾	防府市大字浜方922	" /0、/8

山口県選挙管理委員会告示第百六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による届出があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十八年十一月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体 名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名(指 定 年 月 日)	備 考
笠本 俊也	山口県議会議員	かさもと俊也後援会	長門市東深川2542の3	笠本 俊也	平成28、/6、/
藤道 健二	萩市長	萩の未来ネットクラブ	萩市大字浜崎新町/24	藤道 健二	" /10、/6

山口県選挙管理委員会告示第百七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十八年十一月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

資金管理団体の届出をした者の氏名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	備 考 (資金管理団体でなくなった年月日)
笠本 俊也	かさもとサポーターズ	平成28、5、31



正 誤

平成二十六年十二月九日山口県公告（四〇九）（大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出）

ページ	段	箇所	誤	正
一六	上	表中	福岡市中央区天神二丁目一番二・七号	福岡市中央区天神二丁目一番三号